

大個審答申第 90 号  
平成 29 年 3 月 17 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 25 年 12 月 19 日付け大正保生第 540 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 25 年 11 月 11 日付け大正保生第 411 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）で開示しないこととした部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示請求

異議申立人は、平成 25 年 10 月 28 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 25 年 10 月 1 日付け開示請求の対象文書以外に、大正区が保有する私の生活保護に関する文書一切」の開示を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、本件請求にある「平成 25 年 10 月 1 日付け開示請求の対象文書」（以下「本件関連文書」という。）とは、異議申立人が平成 25 年 10 月 1 日付けで行った開示請求について、実施機関が平成 25 年 10 月 15 日付け大正保生第 329 号による部分開示決定により異議申立人に開示した保有個人情報に係る文書である。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を、「大正区が保有する請求者の生活保護に関する個人情報 ただし、平成 25 年 10 月 15 日付け大正保生第 329 号により開示した個人情報を除きます。」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、「請求者以外の個人の氏名、生年月日、性別、ケース番号、印影」（以下「本件非開示部分 1」という。）、「扶養義務者の調査及び回答に関すること」（以下「本件非開示部分 2」という。）、「生活保護法第 29 条による調査について記載されている、法人等の名称、住所、担当者名、印影、収受日があきらかとなる情報及び調査の回答内容」（以下「本件非開示部分 3」といい、本件非開示部分 1 及び本件非開示部分 2 とあわせて「本件各非開

示部分」という。)を開示しない理由を次のとおり付して条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

## 記

「条例第 19 条第 2 号に該当

(説明)

本件非開示部分 1 及び本件非開示部分 2 並びに本件非開示部分 3 の調査先に係る情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、または、開示請求者以外の特定の個人の回答内容があきらかとなり、特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれも該当しないため

条例第 19 条第 3 号に該当

(説明)

本件非開示部分 3 の法人等の名称、住所、印影、調査の回答内容があきらかとなる情報は、法人等に関する情報であって開示することにより当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書に該当しないため

条例第 19 条第 4 号に該当

(説明)

本件非開示部分 3 の情報は、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の法人等から任意に提供された情報であって、通例として開示しないこととされているものであり、かつ同号ただし書のいずれも該当しないため

条例第 19 条第 6 号に該当

(説明)

本件非開示部分 2 及び本件非開示部分 3 の情報は、本市が行う生活保護事務に関する情報であって、開示することにより、個人の評価、診断、判定、相談等にかかる事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため」

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成 25 年 11 月 22 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

## 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消し、全部開示することを求める。

## 2 異議申立ての理由

- (1) 条例第 19 条第 6 号の理由は、東京高裁判決（2002 年 9 月 26 日）、又、東京地方裁判所並びに最高裁判所において、「必要な事項についての的確な表現を用いた記載がなされることを前提とする限り、著しい支障があるとは認め難い。」と述べて開示決定判決をしています。
- (2) 個人情報開示した目的は大正区役所保健福祉課生活支援が、私に対して「就労は困難」と判断した。私は当該判断に関して経緯及び根拠を知りたい為に開示請求しました。

開示を受けた公文書には私が求める公文書はありませんでした。

## 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件決定で非開示とした部分

非開示とした部分は、次のとおりである。

- (1) 生活保護法第 29 条に基づく調査書送付先一覧、関係先照会決裁書（兼同意書使用決裁書）、生活保護法第 29 条に基づく調査について（回答）、生活保護法第 29 条に基づく調査について（依頼）、生命保険事項照会回答の件、返信封筒、被保険者記録照会回答票のうち、異議申立人以外の個人に関する情報、法人等情報及び本市が行う生活保護事務に関する情報
- (2) 軽自動車情報異動確認リストのうち、異議申立人以外の個人に関する情報
- (3) 戸籍謄本関係書類のうち、異議申立人以外の個人に関する情報及び生活保護事務に係る調査に係る情報
- (4) 扶養照会決裁書、扶養援助回答書、親族に対する扶養援助のお願いのうち、異議申立人以外の個人に関する情報及び生活保護事務に係る調査に係る情報

### 2 前記 1 の部分を非開示とした理由

#### (1) 前記 1 (1) について

生活保護法第 29 条に基づく調査書送付先一覧、関係先照会決裁書（兼同意書使用決裁書）、生活保護法第 29 条に基づく調査について（回答）、生活保護法第 29 条に基づく調査について（依頼）、生命保険事項照会回答の件、返信封筒、被保険者記録照会回答票は、保護の要件を確認するため、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条の規定に基づき、実施機関が異議申立人の資産状況を調査する際に作成する文書及び当該調査に対する官公署及び金融機関等からの回答文書である。

これらの文書には、「法人等の名称」、「住所」、「回答の有無」、「回答年月日」、「回答内容」、「相手先の受付收受印」、「電話番号」、「回答者」、「印影」、「回答番号」、「收受日」、「請求者以外の個人の氏名」等が記載されている。

「請求者以外の個人の氏名」の情報は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができ、かつ条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないた

め、条例第 19 条第 2 号に該当する非開示情報であると判断した。

「法人等の名称」、「住所」、「電話番号」、「回答者」、「印影」の情報は、法人等に関する情報であって開示することにより当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ条例第 19 条第 3 号ただし書に該当しないため、条例第 19 条第 3 号に該当する非開示情報であると判断した。

また、「回答の有無」、「回答年月日」、「回答内容」、「相手先の受付収受印」、「回答番号」、「収受日」の各情報は、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として開示しないこととされているものであり、かつ条例第 19 条第 4 号ただし書に該当しないため、条例第 19 条第 4 号に該当する非開示情報であると判断した。

また、これらの各情報は、本市が行う生活保護事務に関する情報であって、開示すると、実施機関と法人等との間の信頼関係が損なわれ、今後、法人等から情報提供を受けられなくなる等、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第 19 条第 6 号に該当する非開示情報であると判断した。

(2) 前記 1 (2) について

軽自動車情報異動確認リストは、保護の要件を確認するため、生活保護法第 29 条の規定に基づき、実施機関が異議申立人の資産状況を調査する際、軽自動車の所有の有無を明らかにするため、税システムとの連携により生活保護システムから出力した本市が保有している情報である。

この文書には、異議申立人以外の者の「個人の氏名」、「生年月日」、「性別」、「ケース番号」、「登録情報」等が記載されている。

これら異議申立人以外の者の「個人の氏名」、「生年月日」、「性別」、「ケース番号」、「登録情報」の各情報は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができ、かつ、条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、条例第 19 条第 2 号に該当する非開示情報であると判断した。

(3) 前記 1 (3) について

戸籍謄本関係書類は、実施機関が異議申立人の扶養義務者の存否を調査するために職権で取得する、改正原戸籍、全部事項証明、全部証明、附票全部証明、戸籍謄本、戸籍附票で構成されている。

これらの文書に記載されている各情報は、扶養義務者に関する戸籍の記載事項であり、異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人以外の特定の個人を識別することができ、かつ、条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、条例第 19 条第 2 号に該当する非開示情報であると判断した。

また、これらの各情報は、本市が行う生活保護事務に関する情報であって、開示すると実施機関と他の地方公共団体との信頼関係が損なわれ、今後、他の地方公共団体から情報提供を受けられなくなる等、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第 19 条第 6 号に該当する非開示情報であると判断した。

(4) 前記 1 (4) について

扶養照会決裁書、扶養援助回答書、親族に対する扶養援助のお願いは、生活保護事務において、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条及び生活保護法第 4 条に基

づき、実施機関が扶養義務者に対して行う扶養照会に関する文書及び照会に対する回答文書であり、扶養義務者の「住所」、「電話番号」、「印影」、「扶養援助の回答内容」、「親族の生活状況」等の各情報が記載されている。

このうち、「住所」、「電話番号」、「印影」、「親族の生活状況」の各情報は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができ、かつ条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、条例第 19 条第 2 号に該当する非開示情報であると判断した。

また、「扶養援助の回答」の情報は、本市が行う生活保護事務に関する情報であって、開示すると実施機関と扶養義務者との間の信頼関係が損なわれ、今後、扶養義務者から情報提供を受けられなくなる等、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、条例第 19 条第 6 号に該当する非開示情報であると判断した。

### 3 異議申立人の主張について

実施機関における条例第 19 条第 6 号該当性の判断の理由は上記のとおりであるが、異議申立人は、条例第 19 条第 6 号を理由に非開示とすることについて、東京高裁判決（平成 14 年 9 月 26 日）、東京地方裁判所及び最高裁判所の判決を引用して「必要な事項についての的確な表現を用いた記載がなされることを前提とする限り、著しい支障があるとは認め難い。」と主張している。

しかしながら、上記「必要な事項についての的確な表現を用いた記載がなされることを前提とする限り、著しい支障があるとは認め難い」とは、「実施機関が行った本人に対する評価等」の開示について示されたものであるが、本件事案は、民間企業や本人の親族等の「第三者が本人に対して行った評価、第三者の個別事情、一般に開示を想定していない調査手法等」の開示について、今後の適正な事務遂行に支障をきたすおそれがあることから部分開示決定を行ったものであり、上記判決とは事情が異なるため、本件決定における異議申立ての理由にはなりえないものである。

## 第 5 審議会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第 19 条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第 19 条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの

経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の前記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

## 2 本件情報について

(1) 当審議会で見分したところ、本件情報は、異議申立人の生活保護の実施に当たっての次の情報から構成されていた。

ア 実施機関が、金融機関に対して異議申立人の預貯金及び保険契約の有無等を照会した際の照会及び回答に関する情報（以下「金融機関関係情報」という。）

イ 実施機関が、関係機関に対して異議申立人の公的年金の加入期間等を照会した際の照会及び回答に関する情報（以下「年金関係情報」という。）

ウ 実施機関が、異議申立人が扶養義務者であると申告した親族に対して扶養照会を行った際の照会及び回答に関する情報（以下「扶養照会関係情報」という。）

エ 実施機関が、上記ウの照会を行うに当たって異議申立人が扶養義務者であると申告した親族の居所等を確認するために、関係市区町村から取得した戸籍謄本等（以下「戸籍関係情報」という。）

オ その他異議申立人以外の個人に関する情報（以下「その他情報」という。）

(2) その上で、実施機関は前記(1)アからオの情報のうち、次の情報を非開示としている。

ア 金融機関関係情報について

(ア) 金融機関の名称、所在地、電話番号、回答を行った担当者の氏名及び印影並びに金融機関が実施機関に回答した内容（以下「金融機関関係情報 1」という。）

(イ) 金融機関が実施機関に対して回答を行った年月日及び文書番号並びに実施機関が金融機関からの回答を収受した年月日（以下「金融機関関係情報 2」という。）

イ 年金関係情報について

(ア) 照会先の関係機関の名称、所在地、電話番号、照会先の関係機関が実施機関に回答した内容、回答を行った年月日及び文書番号並びに実施機関が照会先の関係機関からの回答を収受した年月日（以下「年金関係情報 1」という。）

(イ) 照会先の担当者の氏名及び印影（以下「年金関係情報 2」という。）

ウ 扶養照会関係情報について

扶養義務者の氏名、印影、住所、電話番号及び扶養義務者が実施機関に回答した内容

エ 戸籍関係情報について

扶養義務者の戸籍謄本等に関する情報

オ その他情報について

個人の軽自動車情報異動確認リストに記載された異議申立人以外の個人に関する情報

## 3 争点

実施機関は、本件請求について、本件各非開示部分が条例第 19 条第 2 号から第 4 号

及び第6号に該当することを理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件各非開示部分を開示することを求めている。

また、異議申立人は、異議申立人が求める自身の就労の可否に係る大正区役所保健福祉課の判断に関する情報（以下「就労可否情報」という。）が本件情報に記載されておらず、本件情報以外に就労可否情報が存在するはずである旨、主張している。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各非開示部分の条例第19条第2号から第4号及び第6号該当性並びに就労可否情報の存否である。

#### 4 条例第19条第2号から第4号及び第6号の基本的な考え方について

##### (1) 条例第19条第2号本文及びただし書について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

##### (2) 条例第19条第3号本文及びただし書について

条例第19条第3号本文は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）や事業を営む個人の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等…に関する情報であって、開示することにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として開示しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は、条例第19条第3号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

(3) 条例第 19 条第 4 号本文について

条例第 19 条第 4 号本文は、実施機関に情報を提供した個人又は法人等が、当該情報について非開示の取扱いとされることに対する正当な期待と信頼を保護するため、「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」は、原則として開示しないことができると規定している。

①「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から提供の依頼があった場合をいい、個人又は法人等の側から、自発的に提供した場合は含まれない。また、②「開示しないとの条件」とは、「第三者に提供しない」等の記載があるなど、明示のものに限られる。さらに、③「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、④「当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」とは、通常の慣行に照らして、開示しないことに客観的かつ合理的な理由があるものであると解される。

(4) 条例第 19 条第 6 号について

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

5 金融機関関係情報の条例第 19 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号該当性について

(1) 金融機関関係情報 1 の条例第 19 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号該当性について

ア 実施機関によると、実施機関が生活保護を実施するに際しては、生活保護申請者（以下「申請者」という。）の資産調査を必ず行うとのことであり、生活保護申請の際に、申請者から徴する「資産申告書」により申告のあった金融機関だけではなく、それ以外の金融機関に対しても調査を行っているとのことであった。

また、実施機関によると、金融機関関係情報 1 は、生活保護申請を行った異議申立人の資産調査を行うに当たって、実施機関が、金融機関に対し、異議申立人の預貯金及び保険契約の有無等について照会した内容に係る情報並びにその照会に対する当該金融機関からの回答内容に係る情報であるとのことであった。

イ 実施機関は、前記第 4 の 2 (1)において、金融機関関係情報を開示すると、実施機関と金融機関との間の信頼関係が損なわれ、今後、金融機関から情報提供が受

けられなくなる等、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとして、条例第 19 条第 6 号に該当する旨主張しているが、金融機関関係情報は預貯金及び保険契約の有無等の単なる事実に係る情報に過ぎず、これを異議申立人に開示したとしても、実施機関と金融機関との間の信頼関係が損なわれるとは認められない。

ウ 一方、実施機関が国民健康保険料の納付に係る「差押の予告」を送付するに当たり、事前に実施機関が行った財産調査の結果については、当審議会として平成 26 年 3 月 26 日付け大個審答申第 70 号において条例第 19 条第 6 号に該当すると判断しているところである。

ここで、金融機関関係情報 1 のうち申請者から徴する「資産申告書」により申告のあった金融機関以外の金融機関に対する調査については、通常どの申請者に対しても同様の流れで行う事務であり、実施機関が今後も同様の流れで申請者に係る資産調査を行うことを踏まえると、一旦、当該調査に関する情報が開示されると、それにより実施機関における調査の手法等をはじめとした資産調査の全貌が明らかになってしまうおそれがあり、申請者が財産の隠蔽や処分等を行い、差押え等を回避することが容易となる相当の蓋然性が認められる。

したがって、大個審答申第 70 号における当審議会の判断と同様に、当該調査に関する情報を明らかにすることで、実施機関の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該調査に関する情報は、条例第 19 条第 6 号に該当する。

エ 他方、金融機関関係情報 1 のうち、生活保護申請の際に申請者から徴する「資産申告書」により申告のあった金融機関に対する調査に係る情報については、単に申請者本人から申告のあった金融機関に対する調査及びその回答に係る情報に過ぎないことから、当該金融機関の印影並びに当該金融機関の担当者の氏名及び印影を除いて、当該情報は条例第 19 条第 6 号には該当せず、また、当該情報の性質から、条例第 19 条第 2 号から第 4 号に該当しないことは明らかである。

なお、当該金融機関の印影は条例第 19 条第 3 号に該当し、当該金融機関の担当者の氏名及び印影は条例第 19 条第 2 号本文に該当し、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

オ なお、実施機関は、金融機関関係情報 1 のうち申請者から徴する「資産申告書」により申告のあった金融機関以外の金融機関に対する調査に関する情報の条例第 19 条第 2 号から第 4 号該当性を主張しているが、当該情報の開示の可否に係る当審議会の判断は上記のとおりであるから、当該情報の条例第 19 条第 2 号から第 4 号該当性については、判断しない。

(2) 金融機関関係情報 2 の条例第 19 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号該当性について

金融機関関係情報 2 については、前記 2 (2) ア (イ) に記載のとおり、金融機関が実施機関に対して回答を行った年月日及び文書番号並びに実施機関が金融機関からの回答を収受した年月日に過ぎず、これを開示したとしても実施機関による資産調査の対象範囲が明らかになるとは言えず、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるとは認められないことから、当該情報は、条例第 19 条第

6号には該当せず、また、当該情報の性質上、条例第19条第2号から第4号に該当しないことは明らかである。

6 年金関係情報の条例第19条第2号から第4号及び第6号該当性について

(1) 年金関係情報1の条例第19条第2号から第4号及び第6号該当性について

年金関係情報は、前記5(1)と同様、生活保護申請を行った異議申立人の資産調査を行うに当たって、実施機関が、関係機関に対して異議申立人の公的年金の加入期間等を照会した際の照会及び回答に関する情報である。

実施機関は、年金関係情報1の条例第19条第2号から第4号及び第6号該当性について前記第4の2(1)のとおり主張しているが、生活保護の実施に際し、実施機関が、申請者の公的年金の加入期間等について、関係機関に照会を行うことは、申請者にとって容易にその推測が及ぶ範囲である。

したがって、年金関係情報1を開示したとしても、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性は認められないため、年金関係情報は条例第19条第6号には該当せず、また、年金関係情報1の性質から、条例第19条第2号から第4号に該当しないことは明らかである。

(2) 年金関係情報2の条例第19条第2号から第4号及び第6号該当性について

年金関係情報2は、前記2(2)イ(イ)に記載のとおり、照会先の関係機関の担当者の氏名及び印影であって、条例第19条第2号本文に該当し、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

7 扶養照会関係情報の条例第19条第2号及び第6号該当性について

(1) 扶養照会関係情報は、生活保護申請を行った異議申立人が扶養義務者であると申告した親族に対して扶養照会を行った際の照会及び回答に関する情報である。(2) 扶養照会関係情報は、異議申立人以外の個人に関する情報であることから、条例第19条第2号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

なお、実施機関は、扶養照会関係情報の条例第19条第6号該当性を主張しているが、扶養照会関係情報の開示の可否に係る当審議会の判断は上記のとおりであるから、扶養照会関係情報の条例第19条第6号該当性については、判断しない。

8 戸籍関係情報の条例第19条第2号及び第6号該当性について

(1) 戸籍関係情報は、生活保護申請を行った異議申立人が扶養義務者であると申告した親族等の戸籍謄本等に関する情報であることから、条例第19条第2号本文に該当し、その性質上、同号ただし書イ及びウに該当しない。

ここで、戸籍関係情報の条例第19条第2号ただし書ア該当性を検討するに、実施機関によると、戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項の規定により、「戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者を含む。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を請求することができる」ものの、異議申立人が、これらの親族

等の戸籍謄本等を関係市区町村に請求したとしても、親族等の戸籍謄本等と同一のものを何らの制限なく取得できるわけではなく、その目的によっては必ずしも取得できない場合もあるとのことであった。

したがって、戸籍関係情報が条例第19条第2号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとまでは認められない。

- (2) なお、実施機関は、戸籍関係情報の条例第19条第6号該当性を主張しているが、戸籍関係情報の開示の可否に係る当審議会の判断は上記のとおりであるから、戸籍関係情報の条例第19条第6号該当性については、判断しない。

#### 9 その他情報の条例第19条第2号該当性について

実施機関は、その他情報について、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当すると判断し、条例第19条第2号に該当することを理由として、黒く塗りつぶした上で異議申立人へ開示している。

しかしながら、当審議会でその他情報を見分したところ、その他情報は、軽自動車情報異動確認リストに記載された異議申立人以外の個人の氏名、生年月日、性別、ケース番号、担当ケースワーカーの氏名、軽自動車の異動情報であることから、その他情報はそもそも異議申立人を本人とする保有個人情報には明らかに該当しないものであった。

したがって、その他情報の条例第19条第2号該当性については、判断しない。

なお、このように、文書等において開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しない部分があるときは、実施機関において当該部分に白い紙を貼るなどして複写し、当該部分が非開示部分ではなく、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないことが明確になるよう区別すべきである旨を申し添える。

#### 10 就労可否情報の存否について

実施機関は、大正区役所保健福祉課が異議申立人の就労の可否に係る判断を行っていないことから、就労可否情報は存在しない旨、主張している。

ここで、当審議会において本件情報及び本件関連情報を見分したところ、実施機関が非開示とした部分も含め、就労可否情報は、本件情報及び本件関連情報には含まれていなかった。

以上を踏まえると、就労可否情報が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

#### 11 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子、委員 赤津加奈美、委員 重本達哉

別表 開示すべき部分

|   |                                                                                                                                                                                                                                        |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 金融機関関係情報 1（金融機関の名称、所在地、電話番号及び回答を行った担当者に関する情報並びに金融機関が実施機関に回答した内容のうち、生活保護申請の際に申請者から徴する「資産申告書」により申告のあった金融機関に対する調査に係る情報（ただし、当該金融機関及び当該金融機関の職員の印影を除く部分））のうち、生活保護申請の際に申請者から徴する「資産申告書」により申告のあった金融機関に対する調査に係る情報（ただし、当該金融機関及び当該金融機関の職員の印影を除く部分） |
| 2 | 金融機関関係情報 2（金融機関が実施機関に対して回答を行った年月日及び文書番号並びに実施機関が金融機関からの回答を収受した年月日）                                                                                                                                                                      |
| 3 | 年金関係情報 1（照会先の関係機関の名称、所在地、電話番号、照会先の関係機関が実施機関に回答した内容、回答を行った年月日及び文書番号並びに実施機関が照会先の関係機関からの回答を収受した年月日）                                                                                                                                       |

（参考）答申に至る経過

平成 25 年度諮問受理第 102 号

| 年 月 日             | 経 過                |
|-------------------|--------------------|
| 平成 25 年 12 月 19 日 | 諮問                 |
| 平成 27 年 7 月 7 日   | 実施機関から実施機関理由説明書の提出 |
| 平成 27 年 8 月 5 日   | 異議申立人から意見書の提出      |
| 平成 27 年 8 月 19 日  | 審議（論点整理）           |
| 平成 27 年 9 月 30 日  | 審議（論点整理）           |
| 平成 27 年 11 月 26 日 | 実施機関理由説明           |
| 平成 28 年 9 月 12 日  | 審議（論点整理）           |
| 平成 28 年 11 月 9 日  | 審議（論点整理）           |
| 平成 28 年 12 月 1 日  | 審議（論点整理）           |
| 平成 28 年 12 月 21 日 | 審議（答申案）            |
| 平成 29 年 1 月 30 日  | 審議（答申案）            |
| 平成 29 年 2 月 13 日  | 審議（答申案）            |
| 平成 29 年 2 月 20 日  | 審議（答申案）            |
| 平成 29 年 3 月 17 日  | 答申                 |